平成２３年（フ）第４５３号
千葉県成田市玉造３丁目１番地　４棟503号
債務者　石橋司寿子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４５８号
千葉県八街市富山1314番地2830
債務者　片岡　信彦
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４６０号
千葉県白井市根1064番地の17　村上メゾネット２号
債務者　小川のり子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４号
千葉県四街道市大日437番地24　田園ハイツB102
債務者　後藤　康則
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４号
長野市青木島１丁目35番地７　アトウレ青木島101号
債務者　片岡　直人
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
長野県飯田市知久町１丁目18番地
債務者　小島　裕弘
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第８９号
長野県飯田市知久町１丁目18番地
債務者　小島　悦美
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第４号
長野県飯田市松尾新井7085番地２
債務者　原　美重子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１６号
三重県三重郡菰野町大字菰野2451番地６
債務者　松井　ミカ
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
三重県桑名市多度町香取459番地１
債務者　島内　俊則
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
兵庫県宝塚市星の荘１番10号、前住所兵庫県宝塚市泉町22番19号
債務者　田中　晴子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８４３号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目４番15―316号
債務者　時吉梨子こと　金　　梨喬
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８９２号
兵庫県尼崎市西難波町４丁目８番５号
債務者　髙田生花店こと　髙田　町子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２７号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番３―101号
債務者　眞野　弘子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０号
兵庫県芦屋市東芦屋町３番５号　２B、前住所兵庫県芦屋市大原町28番16―403号
債務者　原田　未来
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０号
兵庫県たつの市誉田町片吹74番地５
債務者　黒沢　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第７号
兵庫県豊岡市昭和町３番12号
債務者　諏訪　博一
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
鳥取県米子市河岡500番地64
債務者　片山　巌之
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部